

補助対象世帯判定フローチャート

甲州市ってどんなところ？
甲州市の魅力については、甲州市移住支援ポータルサイト
「甲州らいふ」をチェック！



START

婚姻日・パートナーシップ（甲州市又は山梨県）登録日は令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間ですか？

【婚姻日等】令和__年__月__日

はい

婚姻日・パートナーシップ（甲州市又は山梨県）登録日の年齢は、お二人とも39歳以下ですか？

【婚姻日等の年齢】

Aさん：__歳、Bさん：__歳

はい

令和6年中（R6.1.1～R6.12.31）のお二人の所得の合計金額は500万円未満ですか？

【令和6年中の合計所得金額】

Aさん：__円
+ Bさん：__円
= __円①<500万円

はい

以下全てに該当しますか？

- ☐ 補助金の申請を行う日からお二人の双方又は一方が5年以上継続して甲州市内に居住する意思がある
- ☐ お二人とも市税等に滞納がない
- ☐ お二人とも、過去にこの制度と同様の補助金その他の公的制度による住宅に係る補助等を受けていない
- ☐ 補助金の申請を行う日において、お二人の双方又は一方の住民票の住所が補助対象住宅の住所にある

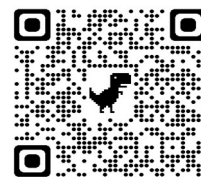
【住民登録（予定）日】Aさん：__年__月__日、Bさん：__年__月__日

はい

対象となる可能性があります。

申請を希望する方は、市HPをご確認いただき、必要書類をご用意の上、政策秘書課窓口または郵送でご提出ください。

詳細及び申請様式
はこちらから



対
象
と
な
り
ま
せ
ん

申請期限

令和8年3月31日（火）まで

※予算の上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、申請される方はお早めにお問い合わせください。

お問い合わせ・申請書類提出先

404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

甲州市役所 政策秘書課 政策調整担当

☎0553-32-5064